

各 私 立 学 校 長 様

(小・中・高)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「MUFU・ユネスコ協会東日本大震災復興育英基金」奨学金について

このことについて、別添写しのとおり、両親又は父母のいずれかが東日本大震災により死亡・行方不明となった児童・生徒を対象とした給付型奨学金事業を行う旨通知がありましたので、お知らせします。

なお、貴校において本奨学金の対象となる生徒が在籍している場合は、保護者に対し周知するとともに学校において申請の取りまとめ及び手続きをお願いします。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：hiro-onodera@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>

教企 第 2 7 4 号
平成 2 3 年 6 月 1 5 日

法務学事課総括課長 様

教育企画室長

「MUFG・ユネスコ協会東日本大震災復興育英基金」奨学金について

このことについて、三菱 UFJ ファイナンシャル・グループと公益社団法人日本ユネスコ協会連盟が共同で標記基金を創設し、東日本大震災津波により両親または父母のいずれかが死亡・行方不明となった小学生、中学生及び高校生を対象とした給付型奨学金事業を行う旨別添のとおり案内がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴職が所管する私立小学校、私立中学校及び私立高等学校に対し周知くださるようお願いいたします。

なお、当職より県立学校に対し周知した写しを参考まで添付します。

担当

教育企画室

総務担当 主査 佐藤秀司

Tel 019-629-6108

Fax 019-629-6119

E-mail shuji-s@pref.iwate.jp



教企 第 2 7 4 号
平成 2 3 年 6 月 1 5 日

各県立学校長 様

教育企画室長

「MUFG・ユネスコ協会東日本大震災復興育英基金」奨学金について

このことについて、三菱 UFJ ファイナンシャル・グループと公益社団法人日本ユネスコ協会連盟が共同で標記基金を創設し、東日本大震災津波により両親または父母のいずれかが死亡・行方不明となった小学生、中学生及び高校生を対象とした給付型奨学金事業を行う旨別添のとおり案内がありましたのでお知らせします。

つきましては、対象となる生徒の保護者に対し周知するとともに、希望者があった場合には、学校においてその申請を取りまとめるうえ、平成 23 年 7 月 20 日（水）までに直接公益社団法人日本ユネスコ協会連盟「MUFG・ユネスコ協会東日本大震災復興育英基金担当」まで手続きをお願いします。

なお、対象となる生徒の保護者に対し周知するに当たり、当該生徒を通じて行う場合にあっては、保護者あて封筒に厳封して配布する等特段のご配慮をお願いします。

また、6 月 20 日（月）に新聞紙上で奨学金募集開始の告知が行われ、同時にホームページ（<http://www.unesco-scholarship.jp>）も開設される予定であることを申し添えます。

担当

教育企画室総務担当

主査 佐藤秀司

Tel 019-629-6108

Fax 019-629-6119

E-mail shuji-s@pref.iwate.jp

「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」奨学金プログラム募集要項

東日本大震災で被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

三菱 UFJ フィナンシャル・グループの三菱東京 UFJ 銀行と公益社団法人日本ユネスコ協会連盟は、被災された皆さまのお役に立てるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。皆さまの安全と一日も早い被災地の復興を心からお祈り申し上げます。

1. 奨学金名：「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」奨学金プログラム

2. 対象者：

平成 23 年 3 月 11 日時点で災害救助法適用地域（※）に居住していた両親または父母のいずれかが東日本大震災により死亡・行方不明となった、小学校・中学校・高等学校に在籍（平成 23 年 4 月現在）する児童・生徒。（平成 24 年～26 年の各 4 月に小学校入学予定の幼児は、平成 24 年度以降、改めて募集を行います）

（※）岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、及び千葉県です。

東京都は大量に帰宅困難者が発生したことが事由のため、本奨学金の対象外となります。

3. 給付奨学金：

開始時に一時金として 10 万円を給付し、小学校・中学校・高等学校在学期間中に月額 2 万円を給付します。
なお、本奨学金は返還の必要はありません。

4. 給付期間：

給付開始時から対象者が高等学校卒業時まで（ただし、上限は満 20 歳の誕生日月までとします）。
奨学金は本年 4 月分に遡って給付します。

5. 応募方法：

応募児童・生徒の保護者が、児童・生徒が在籍する学校に応募書類を提出してください。

6. 応募期間：

平成 23 年 7 月 20 日（水）までに児童・生徒が在籍する学校に提出してください。

7. 応募関係書類：右のサイトからダウンロードしてください。（<http://www.unesco-scholarship.jp>）

8. 結果通知：

平成 23 年 7 月下旬より順次、児童・生徒が在籍する学校経由でお知らせします。

9. 受給口座名義：

対象児童・生徒が小学生または中学生の場合は保護者名義、高校生の場合は生徒本人名義の口座となります。
なお、受給は 3 ヶ月毎となります。

10. お問い合わせ先：

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟

『MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金担当』 03-5424-1121

ご申請内容によっては、ご希望に沿いかねる場合がございます。あらかじめご了承ください。

以上

誓約書

記入日：平成 年 月 日

MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金 運営委員長殿

(送付先：〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-3-1 朝日生命恵比寿ビル12階 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 内)

このたびの「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」の奨学金の給付申込にあたり、以下の各事項について、誠意を持って遵守していくことを誓約いたします。

- 奨学金申込書の内容が、事実と異なっていた場合は、奨学金を返還します。
- 「奨学金給付の終了要件の事象」については、以下認識しております。
 - 本人が死亡したとき
 - 本人が退学したとき
 - 本人の留年・休学が決定したとき
 - 年に一度提出の「奨学金継続願」が提出されないとき。(在学学校長の推薦が受けられないときを含む)
 - 本人の違法行為により、有罪判決を受け、又は家庭裁判所により処分を受けたとき
 - 本人の年齢が満20歳に到達したとき
 - その他、学業を継続し難い事由が発生した時や、基金の運営委員会が合理的な事由により特に本人に受給資格がないと判断したとき
- 今後、奨学生本人に、上記2(1)～(3)及び(5)の各事象が発生した場合は、「学校」及び「運営委員会」・遅滞なく連絡します。(連絡方法は、別途定める書式に記入し、在籍学校に提出します)
- 上記2(1)～(3)及び(5)に掲載した終了要件の事象が発生しているにも関わらず、連絡をせず奨学金を受給していた場合は、事象発生時から受け取った奨学金を返還します。
- 以下の場合は、別途定める書式にて、「運営委員会」に連絡します。
また、「運営委員会」から、個別に照会があった場合は、真摯に対応します。
 - 上記2(1)～(3)及び(5)の各事象が発生した場合
 - 本人が転校したとき
 - 本人及び(または)保護者の住所・電話番号等の連絡先が変わったとき
 - 保護者が変更になったとき
 - 奨学金受取口座を変更したいとき
 - 本奨学金は不要と判断し、受給を終了したいとき
- 「運営委員会」が主催する各プログラムについて、今後、運営委員会から、ご案内状等の連絡があることを了解しています。

保護者(申込書兼申請書と同じ方)ご署名

フリガナ		性別	印	本人との続柄
氏名		男・女		

MUFG ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金 運営委員会使用欄

--

MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金 奨学金 申込書兼推薦書

申込日:平成 年 月 日

MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金 運営委員長殿

(送付先:〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-3-1 朝日生命恵比寿ビル12階 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 内)

学校名 _____ 公印
 学校長名 _____

以下、事実と相違なく、「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」(以下、「本育英基金」)の奨学生として、推薦します。(学校側記入欄:該当する□に「レ」チェック)

- 下記の者(本人)は、本学の在学児童・学生です。
- 保護者は、学校に届けられている方です。
- 下記記載内容に虚偽がないことを確認しました。
- 本人が、休学・留年・退学及び転校等、本校の就学継続に支障が発生した場合、遅滞なく連絡することを約します。
- 本基金の運営委員会から、本人・保護者の現況調査につき、協力要請があった場合は、対応します。

本人	フリカナ				性別	生 年 月 日		
	氏 名				男・女	平成	年	月 日
	フリカナ				・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・その他()	教育課程	学 年	
	在学学校	立				・全日制 ・定時制 ・通信制	年	
本人住所・連絡先	郵便番号	□□□□-□□□□						
		都 道 市 区 府 県 町 村						
	電話番号	□□□□-□□□□		携帯電話番号	□□□□-□□□□			
保護者(原則、学校に届けられている方)	・父母のどちらかが、ご生存の場合→その方が保護者として、本欄をご記入ください。							
	フリカナ				性別	本人との続柄		
	氏 名				男・女			
	住所(本人と同じ場合は「同上」)	郵便番号	□□□□-□□□□					
		都 道 市 区 府 県 町 村						
	電話番号	□□□□-□□□□		携帯電話番号	□□□□-□□□□			
奨学金受取口座	振込先金融機関	銀行・金庫 支店・本店			預金種別	普通・当座		
		農協・組合 出張所						
	フリカナ				口座番号	□□□□□□□□□□		
家族欄 本人を除く家族を記入して下さい。	氏 名	本人との続柄		年齢	勤務先・学校・学年		同居・別居	
				歳			同居・別居	
				歳			同居・別居	
				歳			同居・別居	
				歳			同居・別居	
保護者被災状況	続柄	氏 名			被災の状況(□に「レ」チェック)			
	父				□死亡 □行方不明 □生存 □震災前から死別・戸籍上離別			
	母				□死亡 □行方不明 □生存 □震災前から死別・戸籍上離別			
添付していただいた証明書類及び該当箇所を□に「レ」チェックをお願いします。 (死亡の場合)□亡くなられた方の戸籍(除籍)謄本(写) □世帯全員の住民票(写) □申込みの際に、各証明書類が揃いません。後日提出します。 書類が揃わない理由()								

私は、「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金 奨学金」申込にあたり記入もしくは申告した、個人情報またはその際に提出する各種書類に記載されている個人情報を、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、運営委員会が、奨学金プログラムの運営に必要な範囲で利用することに同意します。

平成 年 月 日 (自筆署名)保護者

「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」 奨学金のご案内

東日本大震災で被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)では総合金融グループとして、被災された皆さまのお役に立てるよう、グループ各社が一丸となって、全力を挙げて取り組んでまいります。

このたび三菱東京UFJ銀行と公益社団法人日本ユネスコ協会連盟は「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」を創設し、「次世代社会の担い手育成」を目的とした奨学金を開始することいたしましたので、以下の通りご案内します。

一日も早い被災地の復興を心からお祈り申し上げます。

三菱東京UFJ銀行は本基金に対し10億円を拠出いたします。今後、三菱東京UFJ銀行の役職員ならびにMUFGグループ各社とその役職員に対して、資金の拠出やボランティア活動を呼びかけてまいります。



三菱東京UFJ銀行



公益社団法人日本ユネスコ協会連盟

1.奨学金名	「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」奨学金プログラム
2.対象者	平成23年3月11日時点で災害救助法適用地域(*)に居住していた両親または父母のいずれかが東日本大震災により死亡・行方不明となった、小学校・中学校・高等学校に在籍(平成23年4月現在)する児童・生徒。 (平成24年～26年の各4月に小学校入学予定の幼児は、平成24年度以降、改めて募集を行います) (*)岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、及び千葉県です。 東京都は大量に帰宅困難者が発生したことが事由のため、本奨学金の対象外となります。
3.給付奨学金	開始時に一時金として10万円を給付し、小学校・中学校・高等学校在学期間中に月額2万円を給付します。 なお、本奨学金は返還の必要はありません。
4.給付期間	給付開始時から対象者が高等学校卒業時まで(ただし、上限は満20歳の誕生日月までとします)。 奨学金は本年4月分に遡って給付します。
5.応募方法	応募児童・生徒の保護者が、児童・生徒が在籍する学校に応募書類を提出してください。
6.応募期間	平成23年7月20日(水)までに児童・生徒が在籍する学校に提出してください。
7.応募関係書類	右のサイトからダウンロードしてください。(http://www.unesco-scholarship.jp)
8.結果通知	平成23年7月下旬より順次、児童・生徒が在籍する学校経由でお知らせします。
9.受給口座名義	対象児童・生徒が小学生または中学生の場合は保護者名義、高校生の場合は生徒本人名義の口座となります。 なお、受給は3ヶ月毎となります。
10.お問い合わせ先	公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 『MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金担当』 03-5424-1121

©ご申請内容によっては、ご希望に沿いかねる場合がございます。あらかじめご了承ください。



三菱東京UFJ銀行

Quality for You

